

ID: 1010

担当部署: 健康生活課

処分の概要	物件に係る措置の実費徴収		
法令名 根拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第3項		
法令番号	平成10年法律第114号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条第3項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第63条</p> <p>3 市町村長は、第29条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1016

担当部署: 福祉課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の9第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第78条の9第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第78条の9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第78条の4第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1017

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の10
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第78条の10の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条、第104条及び第114条の6において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第78条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くし</p>	

ID: 1018

担当部署: 福祉課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の18第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の18第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第115条の14第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1019

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の19
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第115条の19の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p>	

ID: 1020

担当部署: 福祉課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の28第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の28第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第115条の24第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1021

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の29
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第115条の29の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>	
備考	

ID: 1022

担当部署: 福祉課

処分の概要	職親委託措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第3号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条第1項第3号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。</p> <p>2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1026

担当部署: 総務課

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	地方自治法 第244条の2第11項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第244条の2第11項の規定による。 (公の施設の設置、管理及び廃止)</p> <p>第244条の2</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1027

担当部署: 福祉課

処分の概要	職権による要支援状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条の3第1項の規定による。</p> <p>第33条の3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第32条第4項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1028

担当部署: 福祉課

処分の概要	支給決定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条第1項の規定による。 (支給決定の取消し)</p> <p>第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1029

担当部署: 福祉課

処分の概要	支給認定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第57条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第57条第1項の規定による。 (支給認定の取消し)</p> <p>第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1096

担当部署: 福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第8条		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第8条の規定による。 (不正利得の徴収)</p> <p>第8条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1119

担当部署: 福祉課

処分の概要	特定障害者特別給付費等の支給の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の6第1項		
法令番号	平成18年厚生労働省令第19号		
<p>【基準】</p> <p>省令第34条の6第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費等の支給の取消し)</p> <p>第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1123

担当部署: 総務課

処分の概要	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成16年法律第112号		
<p>【基準】</p> <p>法第111条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等)</p> <p>第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1130

担当部署: 福祉課

処分の概要	保険料の徴収		
法令名 根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律 第104条		
法令番号	昭和57年法律第80号		
<p>【基準】</p> <p>法第104条の規定による。 (保険料)</p> <p>第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金、第117条第2項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等(第3項及び第116条第2項において「流行初期医療確保拠出金等」という。)の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。</p> <p>3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金、第117条第2項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、第125条第1項に規定する高齢者保健事業及び同条第5項に規定する事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1305

担当部署: 建設水道課

処分の概要	改善措置命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第121条第2項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第121条の規定による。 (監督等)</p> <p>第121条 市町村長は、第119条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、推進法人が第119条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第118条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1318

担当部署: 建設水道課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第28条		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】</p> <p>法第28条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第28条 市町村長は、認定事業者が認定計画(第25条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第31条において同じ。)に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1319

担当部署: 建設水道課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第29条第1項		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】</p> <p>法第29条第1項の規定による。 (計画の認定の取消し)</p> <p>第29条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な手段により計画の認定を受けたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1321

担当部署: 建設水道課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第63条第2項		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条第2項の規定による。 (監督等)</p> <p>第63条</p> <p>2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1322

担当部署: 建設水道課

処分の概要	中心市街地整備推進機構の指定の取消し		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第63条第3項		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条第2項及び第3項の規定による。 (監督等)</p> <p>第63条</p> <p>2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第61条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1341

担当部署: 建設水道課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の5第2項及び第3項		
法令番号	昭和55年法律第34号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の5第2項及び第3項の規定による。 (監督等)</p> <p>第13条の5</p> <p>2 市町村長は、機構が第13条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第13条の2第1項の指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1393

担当部署: 産業振興課

処分の概要	準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収		
法令名 根拠条項	農住組合法 第11条		
法令番号	昭和55年法律第86号		
<p>【基準】</p> <p>準用する土地改良法第108条第2項の規定による。 (清算金)</p> <p>第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1524

担当部署: 福祉課

処分の概要	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の34第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の34第1項から第3項までの規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の34 第115条の32第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1538

担当部署: 福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	介護保険法 第22条		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条の規定による。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第22条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の3第1項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の100分の200に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村は、第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1540

担当部署: 税務課

処分の概要	分担金等の督促		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第231条の3第1項の規定による。 (督促、滞納処分等)</p> <p>第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1542

担当部署: 建設水道課

処分の概要	受益者負担金の徴収		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条第1項の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1543

担当部署: 建設水道課

処分の概要	受益者負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条第3項の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第75条</p> <p>3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1553

担当部署: 建設水道課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第3項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第110条第3項の規定による。 (清算金の徴収及び交付)</p> <p>第110条</p> <p>3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1554

担当部署: 建設水道課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第74条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第74条第1項の規定による。 (強制徴収)</p> <p>第74条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1557

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等		
法令名 根拠条項	農地法 第3条の2第2項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
<p>【基準】</p> <p>法第3条の2第1項及び第2項の規定による。 (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)</p> <p>第3条の2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合</p> <p>(2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合</p> <p>(3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合</p> <p>2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1558

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	農地法 第42条第1項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第1項の規定による。 (措置命令)</p> <p>第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1576

担当部署: 健康生活課

処分の概要	調査書類提出命令拒否による支給制限		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第9条		
法令番号	平成22年法律第19号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条及び第28条第1項の規定による。 (支給の制限)</p> <p>第9条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第28条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (調査)</p> <p>第28条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1577

担当部署: 健康生活課

処分の概要	届出等拒否による手当支払い差止め		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第10条		
法令番号	平成22年法律第19号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条及び第27条の規定による。</p> <p>第10条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第27条の規定による届出をせず、又は同条第2項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第27条 第7条第1項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、平成22年6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>2 子ども手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第16条第1項の規定によって読み替えられる第6条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1578

担当部署: 健康生活課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第13条第1項		
法令番号	平成22年法律第19号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の規定による。 （不正利得の徴収）</p> <p>第13条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1579

担当部署: 健康生活課

処分の概要	受給資格の喪失		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第4条		
法令番号	平成22年法律第19号		
<p>【基準】</p> <p>法第4条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第4条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。</p> <p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>(3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの</p> <p>2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1581

担当部署: 健康生活課

処分の概要	支払の調整		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第12条		
法令番号	平成22年法律第19号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の規定による。 (支払の調整)</p> <p>第12条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子どもの手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。</p> <p>参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1590

担当部署: 建設水道課

処分の概要	協定の認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第77条		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第77条の規定による。 (協定の認定の取消し)</p> <p>第77条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定都市利便増進協定の内容が第75条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1593

担当部署: 産業振興課

処分の概要	森林経営計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第16条		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第16条の規定による。 (認定の取消し) 第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。 (1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。 (2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。 (3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1594

担当部署: 産業振興課

処分の概要	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の9		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の9の規定による。</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)</p> <p>第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。</p> <p>3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>(4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1604

担当部署: 福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第51条の10及び政令第26条の6の規定による。 (地域相談支援給付決定の取消し)</p> <p>第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所又は入居をすることにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により地域相談支援給付決定の取消しを行った市町村は、主務省令で定めるところにより、当該取消しに係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>(地域相談支援給付決定を取り消す場合)</p> <p>第26条の6 法第51条の10第1項第4号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第24項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第26条の8において同じ。)が法第51条の6第1項又は第51条の9第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1611

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の28第4項
法令番号	平成17年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第51条の28第4項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第51条の28 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第51条の19第2項(第51条の21第2項において準用する場合を含む。)において準用する第36条第8項の規定により付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の23第1項の主務省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第51条の23第2項の主務省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(4) 第51条の23第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の24第1項の主務省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第51条の24第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前2項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	

ID: 1612

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の29第2項
法令番号	平成17年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第51条の29第2項の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第51条の29</p> <p>2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第51条の17第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者が、第51条の20第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第51条の24第1項の主務省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者が、第51条の24第2項の主務省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者が、第51条の27第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第51条の27第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第51条の17第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>	

ID: 1613

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の33第3項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第51条の33第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第51条の33 第51条の31第2項の規定による届出を受けた主務大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた主務大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 主務大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 主務大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 主務大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 主務大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指定相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、主務省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1616

担当部署: 福祉課

処分の概要	計画相談支援給付費の支給の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の55第1項		
法令番号	平成18年厚生労働省令第19号		
<p>【基準】</p> <p>省令第34条の55第1項の規定による。 (計画相談支援給付費の支給の取消し)</p> <p>第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1620

担当部署: 健康生活課

処分の概要	通所給付決定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の9第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の5の9の規定による。</p> <p>第21条の5の9 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p> <p>(3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1628

担当部署: 健康生活課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の35第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条の35の規定による。</p> <p>第24条の35 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第24条の31第1項の内閣府令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第24条の31第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1630

担当部署: 健康生活課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の36
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【基準】</p> <p>法第24条の36の規定による。</p> <p>第24条の36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児相談支援事業者に係る第24条の26第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の28第2項において準用する第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。 (3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第24条の31第1項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。 (4) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の31第2項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。 (5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。 (6) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員が、第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 	
備考	

ID: 1631

担当部署: 健康生活課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の40第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条の40の規定による。</p> <p>第24条の40 第24条の38第2項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第4項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 内閣総理大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 内閣総理大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1642

担当部署: 建設水道課

処分の概要	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第14条		
法令番号	平成24年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第14条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が認定集約都市開発事業計画に従って認定集約都市開発事業を施行していないと認めるときは、当該認定集約都市開発事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1643

担当部署: 建設水道課

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成24年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。 (集約都市開発事業計画の認定の取消し)</p> <p>第15条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第10条第1項の認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1652

担当部署: 建設水道課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第58条の11の規定による。 (監督等)</p> <p>第58条の11 河川管理者は、第58条の9各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 河川管理者は、河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1668

担当部署: 企画調整課

処分の概要	設備整備計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第8条第3項		
法令番号	平成25年法律第81号		
<p>【基準】</p> <p>法第8条の規定による。 (設備整備計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定設備整備者」という。)は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。</p> <p>3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第3項から第15項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1671

担当部署: 産業振興課

処分の概要	青年等就農計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の5の規定による。 (青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従って同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1704

担当部署: 企画調整課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第22条第3項		
法令番号	平成26年法律第127号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第3項の規定による。</p> <p>第22条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1707

担当部署: 産業振興課

処分の概要	事業計画の認定の取消し等		
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第2項及び第3項		
法令番号	平成26年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第8条の規定による。 (事業計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1709

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	公私連携法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条第11項		
法令番号	平成18年法律第77号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第10項及び第11項の規定による。 (公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)</p> <p>第34条</p> <p>10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。</p> <p>11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1720

担当部署: 福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の8第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の45の8の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の45の8 市町村長は、指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1721

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の9		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の45の9の規定による。 (指定事業者の指定の取消し等)</p> <p>第115条の45の9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(2) 第1号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(3) 指定事業者が、第115条の45の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第115条の45の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1722

担当部署: 健康生活課

処分の概要	放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の8の3第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の8の3第3項の規定による。</p> <p>第34条の8の3</p> <p>3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1723

担当部署: 健康生活課

処分の概要	放課後児童健全育成事業の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の8の3第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の8の3第4項の規定による。</p> <p>第34条の8の3</p> <p>4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1726

担当部署: 健康生活課

処分の概要	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に対する改善命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の17第3項の規定による。</p> <p>第34条の17</p> <p>3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1727

担当部署: 健康生活課

処分の概要	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の17第4項の規定による。</p> <p>第34条の17</p> <p>4 市町村長は、前項に規定する場合において家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対し、その家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1730

担当部署: 健康生活課

処分の概要	公私連携保育法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条の8第11項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第56条の8第10項及び第11項の規定による。 第56条の8 10 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1731

担当部署: 健康生活課

処分の概要	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第58条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第58条第2項の規定による。</p> <p>第58条</p> <p>2 第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1732

担当部署: 健康生活課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の規定による。 (不正利得の徴収)</p> <p>第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1735

担当部署: 健康生活課

処分の概要	教育・保育給付認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第24条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条の規定による。 (教育・保育給付認定の取消し)</p> <p>第24条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該教育・保育給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1742

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第39条第4項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第39条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第5項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第5項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定こども園法第17条第1項、学校教育法第4条第1項若しくは児童福祉法第35条第4項の認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の認定をいう。第5項及び次条第1項第2号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1743

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特定教育・保育施設の確認の取消し等
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第40条第1項
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第40条の規定による。 (確認の取消し等)</p> <p>第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第6項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第1項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請</p>	

ID: 1746

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第51条第3項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第51条の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第51条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第46条第5項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1747

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の取消し等
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第52条第1項
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第52条の規定による。 (確認の取消し等)</p> <p>第52条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が、第45条第5項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者が、第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 特定地域型保育事業者が、第50条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第50条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第29条第1項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(11) 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>2 前項の規定により第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第43条第1項の申請をすることができない。</p>	

ID: 1748

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第57条第3項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第57条の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1749

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特定保育所の保育費用の徴収		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 附則第6条第4項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法附則第6条の規定による。 (保育所に係る委託費の支払等)</p> <p>第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の3第2項の規定は適用しない。</p> <p>3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。</p> <p>5 前項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。</p> <p>6 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>7 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1753

担当部署: 住民課

処分の概要	個人番号カードの返納命令		
法令名 根拠条項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第16条第1項		
法令番号	平成26年政令第155号		
<p>【基準】</p> <p>政令第16条の規定による。 (個人番号カードの返納命令)</p> <p>第16条 住所地市町村長(国外転出者にあつては、附票管理市町村長。次項において同じ。)は、法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付又は同条第7項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。</p> <p>2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面その他総務省令で定める方法によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1759

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	違反転用に対する処分
法令名 根拠条項	農地法 第51条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号
<p>【基準】</p> <p>法第51条の規定による。 (違反転用に対する処分)</p> <p>第51条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4条若しくは第5条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人</p> <p>(2) 第4条第1項又は第5条第1項の許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人</p> <p>(4) 偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかつたときは、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表することができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、第1項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確認することができないとき。</p> <p>(3) 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>5 都道府県知事等は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、</p>	

ID: 1761

担当部署: 産業振興課

処分の概要	監督処分		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第15条の3		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】 法第15条の3の規定による。 (監督処分) 第15条の3 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1763

担当部署: 建設水道課

処分の概要	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の62第2項及び第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条の62の規定による。 (監督等)</p> <p>第48条の62 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和4年10月1日

ID: 1800

担当部署: 産業振興課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条の2第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>法第91条の2第6項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2</p> <p>6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>(1) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を第87条の3第1項(第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p> <p>ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は同条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合</p> <p>(2) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p> <p>(3) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1808

担当部署: くらし安全課

処分の概要	事業の廃止等についての措置命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の10第1項の規定による。 (事業の廃止等についての措置命令の規定の準用)</p> <p>第19条の10 第19条の4の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていと認められるときについて準用する。この場合において、同条第1項中「前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。」とあるのは「第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)」とあるのは「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 第7条第2項又は第7項の更新を受けなかつた者 当該更新を受けなかつた許可 (2) 第7条の2第3項の規定による届出をした者 当該届出 (3) 第7条の4の規定により第7条第1項又は第6項の許可を取り消された者 当該取り消された許可 (4) 第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者 当該認定 (5) 第9条の8第9項、第9条の9第10項又は第9条の10第7項の規定により第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定を取り消された者 当該取り消された認定 (6) 第7条第1項又は第6項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者(同条第1項ただし書又は第6項ただし書に該当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1811

担当部署: 福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第83条の2第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第83条の2の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第83条の2 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第81条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第46条第1項の指定をした者に限る。)について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1812

担当部署: 福祉課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第84条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第84条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第84条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(5) 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(7) 指定居宅介護支援事業者が、第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第46条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第28条第5項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第46条第1項の指定をした者に限る。)</p>	

ID: 1819

担当部署: 建設水道課

処分の概要	業務運営改善の措置命令等		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の7第2項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条の7の規定による。 (監督等)</p> <p>第75条の7 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1820

担当部署: 建設水道課

処分の概要	立地誘導促進施設協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第109条の6第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第109条の6第1項の規定による。 (立地誘導促進施設協定の認可の取消し)</p> <p>第109条の6 市町村長は、第109条の4第3項において準用する第45条の2第4項、第45条の5第1項又は第45条の11第1項の認可をした後において、当該認可に係る立地誘導促進施設協定の内容が第109条の4第3項において準用する第45条の4第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、当該立地誘導促進施設協定の認可を取り消すものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該立地誘導促進施設協定の効力が及ばない者を除く。)に通知するとともに、公告しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1821

担当部署: 建設水道課

処分の概要	是正のための措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第39条の9		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条の9の規定による。 (占有物件の維持管理に関する措置)</p> <p>第39条の9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1824

担当部署: 福祉課

処分の概要	保護を受けた者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第77条の2		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<p>【基準】</p> <p>法第77条の2の規定による。</p> <p>第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1831

担当部署: 産業振興課

処分の概要	経営管理権集積計画の取消し		
法令名 根拠条項	森林経営管理法 第8条		
法令番号	平成30年法律第35号		
<p>【基準】</p> <p>法第8条の規定による。 (経営管理権集積計画の取消し)</p> <p>第8条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合</p> <p>(2) 当該森林に係る権原を有しなくなった場合</p> <p>(3) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1832

担当部署: 産業振興課

処分の概要	経営管理実施権配分計画の取消し		
法令名 根拠条項	森林経営管理法 第40条第2項		
法令番号	平成30年法律第35号		
<p>【基準】</p> <p>法第40条第2項の規定による。 (経営管理実施権配分計画の取消し)</p> <p>第40条 市町村は、第9条第2項、第15条第2項、第23条第2項又は第32条第2項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。</p> <p>2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合</p> <p>(2) 第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合</p> <p>(3) 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合</p> <p>(4) 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合</p> <p>(5) 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合</p> <p>(6) その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1833

担当部署: 産業振興課

処分の概要	災害等防止措置命令		
法令名 根拠条項	森林経営管理法 第42条第1項		
法令番号	平成30年法律第35号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第1項の規定による。 (災害等防止措置命令)</p> <p>第42条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林(森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。)における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第10条の9第3項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第17条第3項の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。 (2) 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。 (3) 当該森林の現に有する水源の涵(かん)養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。 (4) 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。</p> <p>2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1854

担当部署: 健康生活課

処分の概要	施設等利用給付認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の9第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第30条の9の規定による。 (施設等利用給付認定の取消し)</p> <p>第30条の9 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該施設等利用給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1856

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の9第5項
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第58条の9の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第58条の9 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第7条第10項各号(第1号から第3号まで及び第6号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第6項において同じ。)を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第4条第1項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第7条第10項第6号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>4 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>5 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第7条第10項第4号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第2号及び次条第1項第2号において同じ。))については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業につい</p>	

ID: 1857

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の10第1項
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第58条の10の規定による。 (確認の取消し等)</p> <p>第58条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の3第2項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第7条第10項第8号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第6項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援提供者(第7条第10項第4号に掲げる施設の設置者又は同項第5号、第7号若しくは第8号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第4号、第5号、第7号又は第8号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の8第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第58条の8第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第30条の11第1項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民</p>	

ID: 1858

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特定農業用ため池の管理に要する費用の徴収		
法令名 根拠条項	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 第16条第3項(第17条第4項において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成31年法律第17号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条第3項の規定による。 (裁定の効果等)</p> <p>第16条 都道府県知事は、前条第1項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村長に通知するとともに、これを公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。</p> <p>2 前条第1項の裁定について前項の規定による公告があったときは、当該裁定の定めるところにより、市町村長は、当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、市町村長による当該施設管理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限される。</p> <p>3 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前条第1項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に要する費用を当該特定農業用ため池の所有者から徴収することができる。</p> <p>4 市町村長は、前条第1項の裁定に係る特定農業用ため池の管理に関し特に必要があると認めるときは、当該特定農業用ため池の施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区その他の者に行わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1860

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化財保存活用支援団体の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第192条の4第2項及び第3項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
<p>【基準】</p> <p>法第192条の4の規定による。 (監督等)</p> <p>第192条の4 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第192条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1861

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	排水設備の設置等の命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条の8第3項(第12条の10第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の8第3項の規定による。 (排水設備の設置等)</p> <p>第12条の8 第12条の5第3項の規定による同意をした建築物の所有者及びその相続人その他の一般承継人は、前条第1項の規定による通知を受けたとき又は同条第2項の規定による公告があつたときは、遅滞なく、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な汚水管その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。この場合において、当該建築物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取便所を水洗便所(汚水管が公共浄化槽に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該建築物の占有者が行うものとする。</p> <p>3 市町村は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期限を定めて、排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され又は移転される予定のものである場合、必要な資金の調達が困難な事情がある場合等相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 市町村は、第1項の規定により排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その設置又は改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。</p> <p>5 国は、市町村が前項の資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1864

担当部署: 健康生活課

処分の概要	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収		
法令名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条		
法令番号	令和2年政令第11号		
<p>【基準】</p> <p>準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第1項の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1865

担当部署: 健康生活課

処分の概要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収		
法令名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条		
法令番号	令和2年政令第11号		
<p>【基準】</p> <p>準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第2項の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第63条</p> <p>2 市町村長は、第28条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1866

担当部署: 健康生活課

処分の概要	物件に係る措置の実費徴収		
法令名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条		
法令番号	令和2年政令第11号		
<p>【基準】</p> <p>準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第3項の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第63条</p> <p>3 市町村長は、第29条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1867

担当部署: 建設水道課

処分の概要	勧告履行命令		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第62条の10第5項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第62条の10第5項の規定による。 (出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等)</p> <p>第62条の10 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場(路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が駐車場出入口制限道路の交通の現状及び滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の実施の状況を勘案して、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして市町村の条例で定める規模以上のものをいう。以下同じ。)を設置し、又は当該土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない。ただし、当該駐車場出入口制限道路に接して当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として市町村の条例で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場を設置しようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の設置に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その変更後の当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第1項の規定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該届出に係る出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置に関し設計の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>5 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1871

担当部署: 建設水道課

処分の概要	不正手段による許可等の取消し(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の規定による。 (監督処分) 第20条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1872

担当部署: 建設水道課

処分の概要	宅地工事施行停止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第20条</p> <p>2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで施行する工事</p> <p>(2) 第12条第3項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反する工事</p> <p>(3) 第13条第1項の規定に適合していない工事</p> <p>(4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1873

担当部署: 建設水道課

処分の概要	土地使用禁止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第20条</p> <p>3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地</p> <p>(2) 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第1項の規定に適合していないと認められた土地</p> <p>(3) 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地</p> <p>(4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1874

担当部署: 建設水道課

処分の概要	工事施行の緊急停止命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第4項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第4項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第20条</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1875

担当部署: 建設水道課

処分の概要	宅地造成等工事規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大いいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1876

担当部署: 建設水道課

処分の概要	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第2項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第2項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第23条</p> <p>2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1878

担当部署: 建設水道課

処分の概要	造成宅地防災区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第1項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第47条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第45条第1項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「造成宅地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1879

担当部署: 建設水道課

処分の概要	造成宅地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第2項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】 適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第2項の規定による。 (改善命令)</p> <p>第47条</p> <p>2 前項の場合において、造成宅地所有者等以外の者の宅地造成又は特定盛土等に関する不完全な工事その他の行為によつて第45条第1項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日

ID: 1890

担当部署: 健康生活課

処分の概要	当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行う等の措置の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条第5項及び第6項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条第5項及び第6項の規定による。</p> <p>第24条</p> <p>⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。</p> <p>⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。</p> <p>(2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年7月1日

ID: 1899

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	先端設備等導入計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中小企業等経営強化法 第53条第2項及び第3項		
法令番号	平成11年法律第18号		
<p>【基準】</p> <p>法第53条第2項及び第3項の規定による。 (先端設備等導入計画の変更等)</p> <p>第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1901

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	指定納付受託者の指定の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第231条の2の7第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第231条の2の7第1項の規定による。 (指定納付受託者の指定の取消し)</p> <p>第231条の2の7 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第231条の2の3第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第231条の2の3第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。 (2) 第231条の2の5第2項又は前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 (4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1916

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第3項		
法令番号	平成10年法律第117号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条の3第3項の規定による。 (地域脱炭素化促進事業計画の変更等)</p> <p>第22条の3</p> <p>3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第3項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。)に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。</p> <p>(2) 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当しないものとなったとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1920

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 第37条第1項		
法令番号	令和4年法律第37号		
<p>【基準】</p> <p>法第37条の規定による。 (協定の認可の取消し)</p> <p>第37条 市町村長は、第31条第1項又は第34条第1項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第33条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1921

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	災害等防止措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第39条		
法令番号	平成30年法律第49号		
<p>【基準】</p> <p>法第39条の規定による。 (災害等防止措置命令)</p> <p>第39条 市町村長は、前条第1項の勧告に係る確知所有者が正当な理由がなくて当該勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、当該確知所有者に対し、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該確知所有者が当該災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有しない者である場合は、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1923

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	推進法人に対する措置命令		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第2項		
法令番号	平成30年法律第49号		
<p>【基準】</p> <p>法第49条の規定による。 (監督等)</p> <p>第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1924

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	推進法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第49条第3項		
法令番号	平成30年法律第49号		
<p>【基準】</p> <p>法第49条の規定による。 (監督等)</p> <p>第49条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第47条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1930

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	認可地縁団体の合併認可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の45第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第260条の45の規定による。</p> <p>第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。</p> <p>(2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。</p> <p>2 前条第1項の規定による告示後に前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。</p> <p>3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。</p> <p>4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1940

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の9		
法令番号	平成12年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の9の規定による。 (改善命令)</p> <p>第5条の9 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1941

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	管理計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の10第1項		
法令番号	平成12年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の10の規定による。 (管理計画の認定の取消し)</p> <p>第5条の10 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第5条の4の認定(第5条の7第1項の変更の認定を含む。以下同じ。)を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。</p> <p>(3) 認定管理者等が不正の手段により第5条の4の認定又は第5条の6第1項の認定の更新を受けたとき。</p> <p>2 計画作成都道府県知事等は、前項の規定により第5条の4の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1943

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	指定認定事務支援法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令 第4条		
法令番号	平成13年政令第238号		
<p>【基準】</p> <p>政令第4条の規定による。 (指定の取消し)</p> <p>第4条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 法第5条の12第1項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 第1条第2項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第2条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(5) 不正の手段により指定を受けたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1945

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	空家等管理活用支援法人に対する措置命令		
法令名 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第25条第2項		
法令番号	平成26年法律第127号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条の規定による。 (監督等)</p> <p>第25条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1946

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	空家等管理活用支援法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法 第25条第3項		
法令番号	平成26年法律第127号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条の規定による。 (監督等)</p> <p>第25条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1950

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	指定公金事務取扱者の指定の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第243条の2の3第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第243条の2の3第1項の規定による。 (指定公金事務取扱者の指定の取消し)</p> <p>第243条の2の3 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第243条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第243条の2第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。 (2) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 (3) 前条第2項又は第243条の2の6第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1959

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	児童育成支援拠点事業の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17の3第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の17の3第3項の規定による。</p> <p>第34条の17の3</p> <p>3 市町村長は、児童育成支援拠点事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1961

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	気候変動適応法 第23条第5項		
法令番号	平成30年法律第50号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条第5項の規定による。 (熱中症対策普及団体)</p> <p>第23条</p> <p>5 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1962

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	熱中症対策普及団体の指定の取消し		
法令名 根拠条項	気候変動適応法 第23条第6項		
法令番号	平成30年法律第50号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条第6項の規定による。 (熱中症対策普及団体)</p> <p>第23条</p> <p>6 市町村長は、普及団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>(2) 前項の規定による命令に違反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1965

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	家庭支援事業による支援提供の措置の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の18第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の18の規定による。</p> <p>第21条の18 市町村は、第10条第1項第4号に規定する計画が作成された者、第26条第1項第8号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下この条において「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業(当該市町村が実施するものに限る。)の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1967

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	指定地域共同活動団体に対する改善のための措置命令		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の49第11項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第260条の49第2項及び第11項の規定による。</p> <p>第260条の49</p> <p>2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。</p> <p>(1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(以下この条において「特定地域共同活動」という。)を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。</p> <p>(2) 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。</p> <p>(3) 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。</p> <p>11 市町村長は、指定地域共同活動団体が第2項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1968

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	指定地域共同活動団体の指定の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の49第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第260条の49第2項及び第12項の規定による。</p> <p>第260条の49</p> <p>2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。</p> <p>(1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(以下この条において「特定地域共同活動」という。)を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。</p> <p>(2) 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。</p> <p>(3) 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。</p> <p>12 市町村長は、指定地域共同活動団体が第2項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第2項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1976

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	指定公金事務取扱者の指定の取消し		
法令名 根拠条項	地方公営企業法 第33条の2		
法令番号	昭和27年法律第292号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条の2及び準用する地方自治法第243条の2の3第1項の規定による。 (公金の徴収等の委託)</p> <p>第33条の2 地方自治法第243条の2から第243条の2の6までの規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託について準用する。この場合において、同法第243条の2の4第1項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るもの(指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものに限る。)」と、同法第243条の2の6第1項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るものとして政令で定めるもの」と、同条第3項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定公金事務取扱者の指定の取消し)</p> <p>第243条の2の3 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第243条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第243条の2第1項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 前条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。</p> <p>(3) 前条第2項又は第243条の2の6第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 前条第3項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1977

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第10条の4第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の4の規定による。 （不正利得の徴収）</p> <p>第10条の4 市町村は、偽りその他不正の手段により妊婦のための支援給付を受けた者があるときは、その者から、その妊婦のための支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1979

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	妊婦給付認定の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第10条の10		
法令番号	平成24年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の10の規定による。 (妊婦給付認定の取消し)</p> <p>第10条の10 妊婦給付認定を行った市町村は、妊婦給付認定を受けた者(以下「妊婦給付認定者」という。)が当該市町村以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるとき その他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 企画調整課

処分の概要	設立の認証の取消し(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第13条第3項(第39条第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条第3項の規定による。 (成立の時期等)</p> <p>第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3007

担当部署: 企画調整課

処分の概要	改善命令(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第42条		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第42条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3008

担当部署: 企画調整課

処分の概要	設立の認証の取消し(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第43条第1項及び第2項		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第43条第1項及び第2項の規定による。 (設立の認証の取消し)</p> <p>第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3013

担当部署: 建設水道課

処分の概要	許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の措置の命令		
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第81条第1項の規定による。 (監督処分等)</p> <p>第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3016

担当部署: 建設水道課

処分の概要	土地の原状回復その他の措置命令		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第76条第4項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3017

担当部署: 総務課

処分の概要	是正命令		
法令名 根拠条項	駐車場法 第19条		
法令番号	昭和32年法律第106号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の規定による。 (是正命令)</p> <p>第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3029

担当部署: 産業振興課

処分の概要	設立の認可の取消し等		
法令名 根拠条項	商工会法 第51条第1項、第2項及び第4項		
法令番号	昭和35年法律第89号		
<p>【基準】</p> <p>法第51条の規定による。 (警告等)</p> <p>第51条 経済産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) 業務の一部の停止 (2) 設立の認可の取消し</p> <p>2 経済産業大臣は、商工会が第23条第2項第2号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>3 経済産業大臣は、市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会について、商工業の状況に照らして、それをそのまま存置することが不適當であると認めるときは、その商工会に対して、第7条第1項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、第1項又は第2項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第3項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3037

担当部署: 産業振興課

処分の概要	択伐計画の変更命令		
法令名 根拠条項	森林法 第34条の2第2項(第34条の3第2項(第44条において準用する場合を含む。))及び第44条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の2第2項の規定による。 (保安林における択伐の届出等)</p> <p>第34条の2</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3038

担当部署: 産業振興課

処分の概要	監督処分		
法令名 根拠条項	森林法 第38条		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p>【基準】</p> <p>法第38条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第38条 都道府県知事は、第34条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第34条第2項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して同条第2項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第34条の2第1項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のことを植栽すべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3042

担当部署: 産業振興課

処分の概要	登録の取消し		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第15条第1項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条第1項の規定による。 (登録の取消し)</p> <p>第15条 都道府県知事は、生産事業者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な手段により登録を受けたとき。</p> <p>(3) 第10条第3項第1号又は第3号に該当することとなつたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3043

担当部署: 産業振興課

処分の概要	表示義務等の違反に対する是正命令		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第19条第1項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第1項の規定による。 (表示義務等の違反に対する是正命令)</p> <p>第19条 都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者が、前条第1項若しくは第2項の規定に違反して生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票(以下「表示票」と総称する。)を添附せず若しくは同条第1項ただし書若しくは第2項ただし書の書面(以下「表示書」という。)を交付しないで種苗を配布し、又は同条第3項の規定に違反して表示票若しくは表示書に同項に規定する事項以外の事項を表示し若しくは虚偽の表示をして種苗を配布したときは、当該生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗につき、表示票を添附し若しくは表示書を交付し、又は表示票若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3044

担当部署: 産業振興課

処分の概要	監督処分		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第29条第1項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
<p>【基準】</p> <p>法第29条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第29条 農林水産大臣又は都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に関し必要な処置を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3046

担当部署: 総務課

処分の概要	火薬類の消費許可の取消し(煙火の消費に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第25条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第25条第3項の規定による。 (消費) 第25条 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3047

担当部署: 総務課

処分の概要	緊急措置命令(煙火の消費に係るものに限る。)(第45条第2号に掲げるものに限る。)		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第45条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条第2号の規定による。 (緊急措置等)</p> <p>第45条 経済産業大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両(原動機付自転車を含む。以下同じ。)その他による運搬又は第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については都道府県公安委員会)は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。</p> <p>(2) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3048

担当部署: 産業振興課

処分の概要	基準適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第16条の2第2項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の2の規定による。</p> <p>第16条の2 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準(経済産業省令で定める供給設備(以下「特定供給設備」という。)にあつては、第37条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第27条第1項第1号、第38条の2及び第38条の8第1項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年8月1日

ID: 3049

担当部署: 産業振興課

処分の概要	基準適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の5		
法令番号	昭和42年法律第149号		
【基準】 法第35条の5の規定による。 (基準適合命令) 第35条の5 都道府県知事又は指定都市の長は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年8月1日

ID: 3052

担当部署: 産業振興課

処分の概要	認定の取消し		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第2項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
<p>【基準】</p> <p>政令第9条第2項の規定による。 (認定計画の変更等)</p> <p>第9条</p> <p>2 経済産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法第4条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロに規定する会社若しくは同条第6項に規定する特定会社又は同条第4項若しくは第5項の規定による認定を受けた者若しくは同条第4項第2号に規定する会社が当該認定計画(当該認定計画の変更について前項の規定による認定を受けたときは、その変更後のもの)に従って高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3053

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特定物資の売渡し命令(特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者(小売業を行う者を除く。))で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 第4条第2項		
法令番号	昭和48年法律第48号		
<p>【基準】</p> <p>法第4条第2項の規定による。 (売渡しに関する指示及び命令)</p> <p>第4条</p> <p>2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3054

担当部署: 総務課

処分の概要	違反是正の措置命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第12条第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の規定による。 (特定路外駐車場に係る基準適合命令等)</p> <p>第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3058

担当部署: 産業振興課

処分の概要	違反に対する措置命令		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第1項の規定による。 (許可に係る措置命令等)</p> <p>第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して許可を受けずに鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3059

担当部署: 産業振興課

処分の概要	許可の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第10条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第2項の規定による。 (許可に係る措置命令等)</p> <p>第10条</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3063

担当部署: 産業振興課

処分の概要	違反に対する措置命令		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第1項の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等)</p> <p>第22条 都道府県知事は、第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3064

担当部署: 産業振興課

処分の概要	登録の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第2項の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等)</p> <p>第22条</p> <p>2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3067

担当部署: 産業振興課

処分の概要	違反に対する措置命令		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条第9項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条</p> <p>9 都道府県知事は、前条の規定に違反し、又は第4項の規定により付された条件に違反した者に対し、同条に規定する鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3068

担当部署: 産業振興課

処分の概要	許可の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第10項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条第10項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条</p> <p>10 都道府県知事は、第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項に規定するときは、その許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3070

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特別保護地区の区域内における措置命令		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第30条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第30条第2項の規定による。 (措置命令等)</p> <p>第30条</p> <p>2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認めるときは、前条第7項の規定に違反した者若しくは同条第10項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図るために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3073

担当部署: 産業振興課

処分の概要	猟区の認可の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第72条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第72条の規定による。 (認可の取消し)</p> <p>第72条 都道府県知事は、安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護又は管理その他公益上の必要があると認めるときは、猟区の認可を取り消すことができる。</p> <p>2 第70条第1項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。この場合において、同条第1項中「同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び取消しに係る区域」と読み替えるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3075

担当部署: 建設水道課

処分の概要	給水停止命令		
法令名 根拠条項	水道法 第37条		
法令番号	昭和32年法律第177号		
<p>【基準】</p> <p>法第37条の規定による。 (給水停止命令)</p> <p>第37条 国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日

ID: 3076

担当部署: くらし安全課

処分の概要	設置後等の水質検査についての勧告に従わない場合の措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第7条の2第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条の2第3項の規定による。 (設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)</p> <p>第7条の2</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日

ID: 3077

担当部署: くらし安全課

処分の概要	保守点検又は清掃についての改善命令、浄化槽の使用停止命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条第2項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条第2項の規定による。 (保守点検又は清掃についての改善命令等)</p> <p>第12条</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日

ID: 3078

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	定期検査についての勧告に従わない場合の措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条の2第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第12条の2第3項の規定による。 (定期検査についての勧告及び命令等) 第12条の2 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日

ID: 3079

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	特定既存単独処理浄化槽に対する措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 附則第11条第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法附則第11条第3項の規定による。 (特定既存単独処理浄化槽に対する措置) 第11条 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日

ID: 3081

担当部署: 住民課

処分の概要	施設の整備改善命令等		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の規定による。</p> <p>第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5015

担当部署: 建設水道課

処分の概要	監督処分
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
<p>【基準】</p> <p>法第81条の規定による。 (監督処分等)</p> <p>第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p>	
備考	

ID: 5220

担当部署: 産業振興課

処分の概要	変更命令		
法令名 根拠条項	工場立地法 第10条第1項		
法令番号	昭和34年法律第24号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条第1項の規定による。 (変更命令)</p> <p>第10条 市町村長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内にしなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日